

2019年7月17日
i-Construction推進コンソーシアム
第5回企画委員会
資料-5

公共工事の品質確保の促進に 関する法律の改正について

<審議の経緯>
 R1.5.28 衆議院本会議可決(全会一致)
 R1.6.7 参議院本会議可決(全会一致)
 R1.6.14 公布・施行

公共工事の品質確保の促進に関する法律 R1改正時の概要

背景・必要性

1. 災害への対応

○全国的に災害が頻発する中、災害からの迅速かつ円滑な復旧・復興のため、災害時の緊急対応の充実強化が急務

3. 生産性向上の必要性

○建設業・公共工事の持続可能性を確保するため、働き方改革の促進と併せ、生産性の向上が急務

2. 働き方改革関連法の成立

○「働き方改革関連法」の成立により、公共工事においても長時間労働の是正や処遇改善といった働き方改革の促進が急務

4. 調査・設計の重要性

○公共工事に関する調査等の品質が公共工事の品質確保を図る上で重要な役割

法案の概要（改正のポイント）

I. 災害時の緊急対応の充実強化

【基本理念】

災害対応の担い手の育成・確保、災害復旧工事等の迅速かつ円滑な実施のための体制整備

【発注者の責務】

- ①緊急性に応じて随意契約・指名競争入札等適切な入札・契約方法を選択
- ②建設業者団体等との災害協定の締結、災害時における発注者の連携
- ③労災補償に必要な保険契約の保険料等の予定価格への反映、災害時の見積り徴収の活用

II. 働き方改革への対応

【基本理念】

適正な請負代金・工期による請負契約の締結、公共工事に従事する者の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の適正な整備への配慮

【公共工事等を実施する者の責務】

適正な額の請負代金・工期での下請契約の締結

【発注者の責務】

- ①休日、準備期間、天候等を考慮した適正な工期の設定
- ②公共工事の施工時期の平準化に向けた、債務負担行為・繰越明許費の活用による翌年度にわたる工期設定、中長期的な発注見通しの作成・公表等
- ③設計図書の変更に伴い工期が翌年度にわたる場合の繰越明許費の活用等

III. 生産性向上への取組

【基本理念、発注者・受注者の責務】

情報通信技術の活用等を通じた生産性の向上

IV. 調査・設計の品質確保

公共工事に関する調査等（測量、地質調査その他の調査（点検及び診断を含む。）及び設計）について広く本法律の対象として位置付け

V. その他

(1) 発注者の体制整備

- ①発注関係事務を行う職員の育成・確保等の体制整備【発注者の責務】
- ②国・都道府県による、発注関係事務に関し助言等を適切に行う能力を有する者の活用促進等

(2) 工事に必要な情報（地盤状況）等の適切な把握・活用【基本理念】

- (3) 公共工事の目的物の適切な維持管理【国・特殊法人等・地方公共団体の責務】

法改正の理念を現場で実現するために、地方公共団体、業界団体等の意見を聴き、基本方針や発注者共通の運用指針を改正

改正のポイント | 災害時の緊急対応の充実強化

■背景

全国的に災害が頻発する中、災害からの迅速かつ円滑な復旧・復興のため、災害時の緊急対応の充実強化が急務

■改正品確法 本文（抜粋）

<基本理念> 第3条 第7項

公共工事の品質は、地域において災害時における対応を含む社会資本の維持管理が適切に行われるよう、地域の実情を踏まえ地域における公共工事の品質確保の担い手が育成され、及び確保されるとともに、**災害応急対策又は災害復旧に関する工事等が迅速かつ円滑に実施される体制が整備**されることにより、将来にわたり確保されなければならない。

<発注者の責務>

第7条 第1項

三 災害時においては、手続の透明性及び公正性の確保に留意しつつ、**災害応急対策又は緊急性が高い災害復旧に関する工事等にあつては随意契約**を、その他の災害復旧に関する工事等にあつては指名競争入札を活用する等**緊急性に応じた適切な入札及び契約の方法を選択するよう努めること。**

第7条 第4項

発注者は、災害応急対策又は災害復旧に関する工事等が迅速かつ円滑に実施されるよう、あらかじめ、建設業法第二十七条の三十七^(※1)に規定する**建設業者団体その他の者との災害応急対策又は災害復旧に関する工事等の実施に関する協定の締結その他必要な措置を講ずるよう努めるとともに、他の発注者と連携を図るよう努めなければならない。**

※1:建設業に関する調査、研究、講習、指導、広報その他の建設工事の適正な施工を確保するとともに、建設業の健全な発達を図ることを目的とする事業を行う社団又は財団で国土交通省令で定めるもの(以下「建設業者団体」という。)は、国土交通省令の定めるところにより、国土交通大臣又は都道府県知事に対して、国土交通省令で定める事項を届け出なければならない。

改正のポイントII 働き方改革への対応

■背景

「働き方改革関連法」の成立により、公共工事においても長時間労働の是正や処遇改善といった働き方改革の促進が急務

■改正品確法 本文（抜粋）

<基本理念> 第3条 第8項

公共工事の品質は、これを確保する上で公共工事等の受注者のみならず下請負人及びこれらの者に使用される技術者、技能労働者等がそれぞれ重要な役割を果たすことに鑑み、公共工事等における請負契約（下請契約を含む。）の当事者が、各々の対等な立場における合意に基づいて、市場における労務の取引価格、健康保険法等の定めるところにより事業主が納付義務を負う保険料（第八条第二項において単に「保険料」という。）等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期又は調査等の履行期（以下「工期等」という。）を定める公正な契約を締結し、その請負代金をできる限り速やかに支払う等信義に従って誠実にこれを履行するとともに、**公共工事等に従事する者の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の適正な整備について配慮がなされることにより、確保されなければならない。**

<発注者等の責務> 第7条 第1項

五 地域における**公共工事等の実施の時期の平準化を図るため**、計画的に発注を行うとともに、工期等が一年に満たない公共工事等についての**繰越明許費**（財政法第十四条の三第二項^{※1}）に規定する繰越明許費又は地方自治法第二百十三條第二項^{※2}に規定する繰越明許費をいう。第七号において同じ。）又は財政法第十五条^{※3}に規定する**国庫債務負担行為若しくは地方自治法第二百十四條^{※4}に規定する債務負担行為の活用による翌年度にわたる工期等の設定**、他の発注者との連携による**中長期的な公共工事等の発注の見通しの作成及び公表**その他の必要な措置を講ずること。

六 公共工事等に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、**公共工事等に従事する者の休日、工事等の実施に必要な準備期間、天候その他のやむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮し、適正な工期等を設定すること。**

<受注者等の責務> 第8条 第2項

公共工事等を実施する者は、下請契約を締結するときは、下請負人に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請契約を締結しなければならない。

※1: 歳出予算の経費のうち、その性質上又は予算成立後の事由に基き年度内にその支出を終らない見込みのあるものについては、予め国会の議決を経て、翌年度に繰り越して使用することができる。2 前項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、これを繰越明許費という。

※2: 歳出予算の経費のうちその性質上又は予算成立後の事由に基き年度内にその支出を終らない見込みのあるものについては、予算の定めるところにより、翌年度に繰り越して使用することができる。

2 前項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、これを繰越明許費という。

※3: 法律に基くもの又は歳出予算の金額（第四十三條の三に規定する承認があつた金額を含む。）若しくは継続費の総額の範囲内におけるものの外、国が債務を負担する行為をなすには、予め予算を以て、国会の議決を経なければならない。

2 前項に規定するものの外、災害復旧その他緊急の必要がある場合においては、国は毎会計年度、国会の議決を経た金額の範囲内において、債務を負担する行為をなすことができる。3、4(略) 5 第一項又は第二項の規定により国が債務を負担する行為は、これを国庫債務負担行為という。

※4: 歳出予算の金額、継続費の総額又は繰越明許費の金額の範囲内におけるものを除くほか、普通地方公共団体が債務を負担する行為をするには、予算で債務負担行為として定めておかななければならない。

改正のポイントⅢ 生産性向上への取組

■背景

建設業・公共工事の持続可能性を確保するため、働き方改革の促進と併せ、生産性の向上が急務

■改正品確法 本文（抜粋）

<基本理念> 第3条 第11項

公共工事の品質確保に当たっては、**調査等、施工及び維持管理の各段階における情報通信技術の活用等**を通じて、その**生産性の向上が図られるよう**に配慮されなければならない。

<発注者等の責務> 第7条 第1項

八 公共工事等の監督及び検査並びに施工状況等の確認及び評価に当たっては、**情報通信技術の活用を図るとともに**、必要に応じて、発注者及び受注者以外の者であって専門的な知識又は技術を有するものによる、工事等が適正に実施されているかどうかの確認の結果の活用を図るよう努めること。

<受注者等の責務> 第8条 第3項

受注者（受注者となろうとする者を含む。）は、契約された又は将来実施することとなる公共工事等の適正な実施のために必要な技術的能力の向上、**情報通信技術を活用した公共工事等の実施の効率化等による生産性の向上**並びに技術者、技能労働者等の育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。

改正のポイントⅣ 調査・設計の品質確保

■背景

公共工事に関する調査等の品質が公共工事の品質確保を図る上で重要な役割

■改正品確法 本文（抜粋）

<定義> 第2条 第2項

この法律において「公共工事に関する調査等」とは、公共工事に関し、国、特殊法人等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第二条第一項に規定する特殊法人等をいう。以下同じ。）又は地方公共団体が発注する**測量、地質調査その他の調査（点検及び診断を含む。）及び設計（以下「調査等」という。）**をいう。

<基本理念> 第3条 第1項

公共工事の品質は、公共工事が現在及び将来における国民生活及び経済活動の基盤となる社会資本を整備するものとして社会経済上重要な意義を有することに鑑み、国及び地方公共団体並びに**公共工事等（公共工事及び公共工事に関する調査等をいう。以下同じ。）の発注者及び受注者がそれぞれの役割を果たすことにより、**現在及び将来の国民のために確保されなければならない。

<調査・設計業務に関する受発注者の責務>

<発注者等の責務>

- ・ 適正な予定価格の設定（第7条第1項第1号）
- ・ ダンピング受注の防止（第7条第1項第4号）
- ・ 適正な履行期間の設定（第7条第1項第6号）
- ・ 災害時の緊急対応の推進（第7条第1項第3号）
- ・ 履行期限の平準化（第7条第1項第5号）

<受注者等の責務>

- ・ 適正な請負代金・履行期での下請契約の締結（第8条第2項）
- ・ 生産性向上（第8条第3項） 等

改正のポイントV その他

■発注体制の整備

＜発注関係事務を適切に実施することができる者の活用等＞

第21条 第4項

国及び都道府県は、発注者を支援するため、専門的な知識又は技術を必要とする**発注関係事務を適切に実施することができる者の育成及びその活用の促進**、発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者の適切な評価及び選定に関する協力、発注関係事務に関し**助言その他の援助を適切に行う能力を有する者の活用の促進**、発注者間の連携体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

■工事に必要な情報（地盤状況）等の適切な把握・活用

＜基本理念＞

第3条 第5項

公共工事の品質は、これを確保する上で工事等の効率性、安全性、環境への影響等が重要な意義を有することに鑑み、地盤の状況に関する情報その他の**工事等に必要な情報が的確に把握され、より適切な技術又は工夫が活用されることにより、確保**されなければならない。

■公共工事の目的物の適切な維持管理

＜発注者等の責務＞

第7条 第5項

国、特殊法人等及び地方公共団体は、公共工事の目的物の維持管理を行う場合は、その品質が将来にわたり確保されるよう、維持管理の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、**当該目的物について、適切に点検、診断、維持、修繕等を実施するよう努めなければならない。**

運用指針策定に向けた今後のスケジュール(案)

6/7 公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律 成立

(法律・運用指針の説明会)

発注者協議会（ブロック会議）の開催

発注者協議会（県部会）の開催

- ・ 品確法の改正の主旨説明
- ・ 法改正を踏まえた運用指針改正に関する意見交換

品確法の改正の主旨説明会の開催

- ・ 業界団体等に対し、品確法の改正の内容説明

7
～
8
月
を
目
処

(意見照会)

地方公共団体・建設業団体への意見照会

- ・ 法改正を踏まえた運用指針改正に関する意見を収集

意見聴取結果を踏まえ、発注関係事務の運用に関する指針(案)の作成

発注者協議会（ブロック会議）の開催

発注者協議会（県部会）の開催

- ・ 改正運用指針（案）の説明

秋
頃

地方公共団体・建設業団体へ意見照会

有識者への意見照会

- ・ 改正運用指針（案）に関する意見を収集

年内を目処 発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)の策定

令和2年度より、運用指針に基づく発注事務の運用開始